

平成 30 年度富山県人事行政の運営等の状況

富山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年富山県条例第 5 号）第 6 条の規定に基づき、平成 30 年度における富山県人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

なお、一部の項目については、平成 31 年 4 月 1 日現在の状況等を公表します。

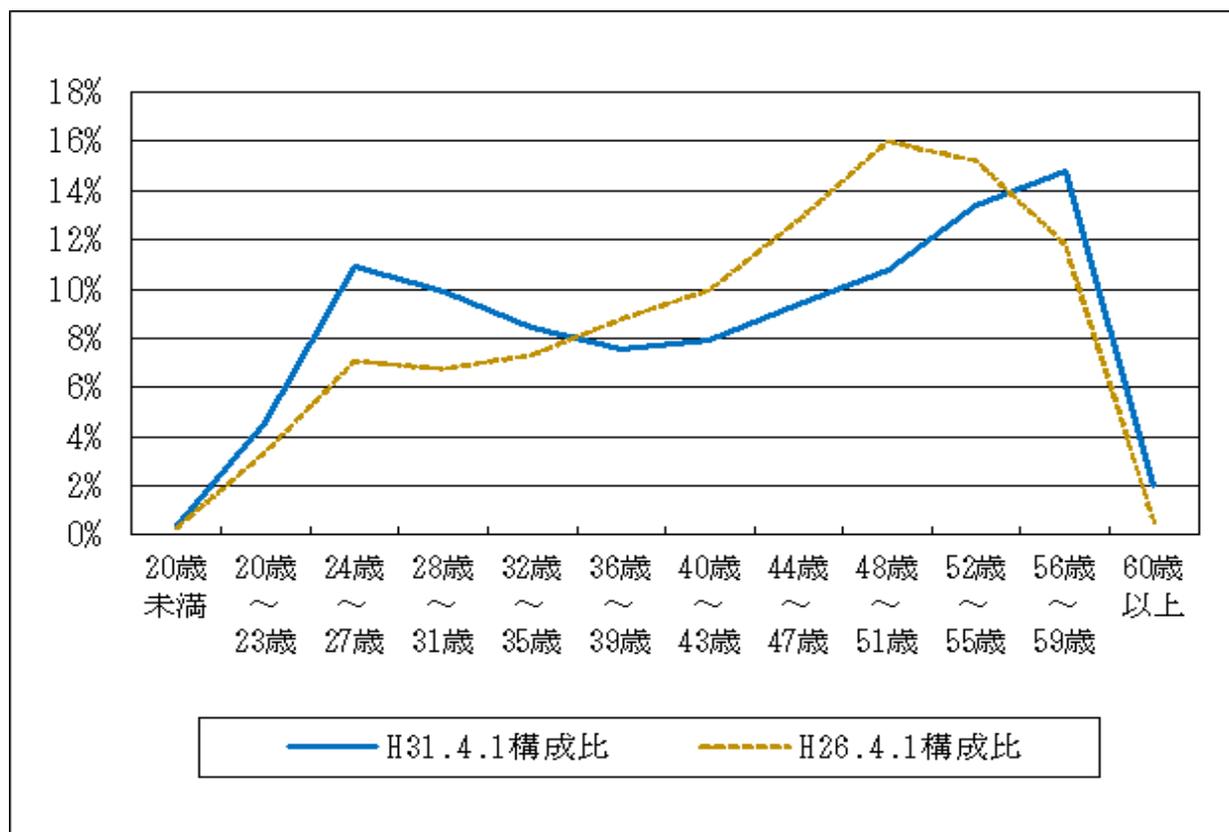
1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 （各年 4 月 1 日現在、単位：人）

部門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成 30 年	平成 31 年		
一 般 行 政 部 門	総務企画・税務	700	709	9	シアター・オリンピックス、冬季国体スキー競技会開催に伴う増
	民生・衛生	763	733	△30	全国健康福祉祭終了に伴う減
	商工・労働	248	256	8	世界で最も美しい湾クラブ総会の開催、立山黒部世界ブランド化推進に伴う増
	農 林 水 産	759	768	9	国営緊急農地再編整備事業推進に伴う増
	土 木	727	721	△6	道路維持管理業務の見直しに伴う減
	小 計	3,197	3,187	△10	(参考:人口 10 万人当たり職員数 305 人)
部 門 特 別 行 政	教 育	8,672	8,591	△81	児童・生徒数の減による教職員数の減
	警 察	2,298	2,276	△22	
	小 計	10,970	10,867	△103	(参考:人口 10 万人当たり職員数 1,040 人)
会 計 公 営 企 業 等	病 院	1,047	1,047	0	
	そ の 他	116	119	3	
	小 計	1,163	1,166	3	
合 計		15,330	15,220	△110	(参考:人口 10 万人当たり職員数 1,457 人)

注 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）



(平成 31 年 4 月 1 日現在の年齢別職員構成比)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 58	人 690	人 1,657	人 1,505	人 1,283	人 1,154	人 1,212	人 1,427	人 1,642	人 2,038	人 2,250	人 304	人 15,220
構成比	% 0.4	% 4.5	% 10.9	% 9.9	% 8.4	% 7.6	% 8.0	% 9.4	% 10.8	% 13.4	% 14.8	% 2.0	% 100

(3) 定員管理計画に基づく職員数の適正化

県では簡素で効率的な行政を推進するため、定員管理計画に基づき、職員数の抑制に努め、適正な定員管理を行っています。

① 一般行政部門

一般行政部門では、定員適正化計画及び集中改革プランに基づき、平成 21 年度から平成 26 年度までの 5 年間で、職員数（基準：平成 21 年 4 月 1 日 [3,584 人]）の 7.2%（257 人）の削減、平成 16 年 4 月（4,159 人）からの 10 年間で 20%（832 人）の削減に努めてきた結果、平成 21 年 4 月からの 5 年間で 8.3%（297 人）、平成 16 年 4 月からの 10 年間で 21.0%（872 人）の削減となり、目標を上回る職員数の削減を達成しました。

さらに、依然として厳しい社会経済情勢や行政の簡素効率化に不断に取り組む必要があることに鑑み、平成 27 年 2 月に新たに定員管理計画を策定し、職員数を平成 31 年 4 月 1 日までに、平成 26 年 4 月 1 日を基準として 5 % (165 人) 削減、その上で今後の社会経済情勢や県民ニーズの変化等を踏まえ、県政の重要施策や新たな行政需要に対応が必要な部門には 2 % (65 人) の範囲内で必要な人員を措置し、純減としては 3 % (100 人) 以上の削減を目標としたところ、平成 31 年 4 月までの 5 年間で 3.0 % (100 人) の削減を達成しました。

《定員管理計画の進捗状況：一般行政部門》 (各年 4 月 1 日現在、単位：人)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	計
職員数	3,287	3,254	3,229	3,213	3,197	3,187	
増減数	(基準)	△33	△25	△16	△16	△10	△100
増減率		△1.0%	△0.8%	△0.5%	△0.5%	△0.3%	△3.0%

② 教育部門

教育部門では、教育委員会の教員については、削減を最小限にとどめ、教育水準の維持・向上に最大限の努力を払うこととしています。一方、教員を除く職員については、平成 22 年度から平成 27 年度までの 5 年間で、教育委員会事務局及び学校の職員数（基準：平成 22 年 4 月 1 日 [987 人]）の 7.3 % (72 人) の削減を目標としていたところ、平成 25 年度に目標を達成し、さらに平成 27 年 4 月までの 5 年間で、8.5 % (84 人) の削減となり、目標を上回る職員数の削減を達成しました。

定員の管理については、行政の簡素化・効率化を進め、引き続き努力していく必要があることから、平成 27 年 4 月を基準とした新たな定員管理計画を策定し、令和 2 年 4 月 1 日までに 3 % の削減を目指すこととしております。

《定員管理計画の進捗状況：教育部門（教員を除く）》 (各年 4 月 1 日現在、単位：人)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	計
職員数	903	897	894	890	871		
増減数	(基準)	△6	△3	△4	△19		△32
増減率		△0.7%	△0.3%	△0.4%	△2.1%		△3.5%

③ 警察部門

警察部門では、警察官を除く一般職員のうち、鑑識等の専門的業務従事者などを除く職員数については、平成 23 年度から平成 28 年度までの 5 年間で、職員数（基準：平成 23 年 4 月 1 日 [144 人]）の 7.7 % (11 人) の削減を目標としていたところ、平成 28 年 4 月までの 5 年間で、7.7 % (11 人) の削減となり、目標を達成しました。

さらに、平成 28 年 4 月を基準とした新たな定員管理計画を策定し、令和 3 年 4 月 1 日までに 3 % の削減を目指すこととしております。

《定員管理計画の進捗状況：警察部門（警察官、専門的業務従事者等を除く）》（各年4月1日現在、単位：人）

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	計
職員数	133	131	131	129			
増減数	(基準)	△2	±0	△2			△4
増減率		△1.5%	±0%	△1.5%			△3.0%

④ 適正化の手法（平成30年度実施内容）

- ア 組織の統廃合 組織再編に伴う見直し等
- イ 事務事業の見直し 業務の効率化等
- ウ 民間委託の推進 民間提案制度の活用等

⑤ 行政改革による人員の削減状況

	H16.4.1 基準	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	累計
一般行政部門	4,159	3,332	3,287	3,254	3,229	3,213	3,197	3,187	—
	—	△32	△45	△33	△25	△16	△16	△10	△972
	—	△0.8	△1.1	△0.8	△0.6	△0.4	△0.4	△0.3	△23.4
特別行政部門	11,633	11,180	11,151	11,066	11,029	11,024	10,970	10,867	—
	—	△60	△29	△85	△37	△5	△54	△103	△766
	—	△0.5	△0.2	△0.7	△0.3	△0.0	△0.5	△0.9	△6.6
教育部門	9,429	8,933	8,907	8,798	8,762	8,741	8,672	8,591	—
	—	△53	△26	△109	△36	△21	△69	△81	△838
	—	△0.6	△0.3	△1.2	△0.4	△0.2	△0.7	△0.9	△8.9
警察部門	2,204	2,247	2,244	2,268	2,267	2,283	2,298	2,276	—
	—	△7	△3	24	△1	16	15	△22	72
	—	△0.3	△0.1	1.1	0.0	0.7	0.7	△1.0	3.3
公営企業等	1,048	1,047	1,055	1,064	1,113	1,135	1,163	1,166	—
	—	15	8	9	49	22	28	3	118
	—	1.4	0.8	0.9	4.7	2.1	2.7	0.3	11.2
合計	16,840	15,559	15,493	15,384	15,371	15,372	15,330	15,220	—
	—	△77	△66	△109	△13	1	△42	△110	△1,620
	—	△0.5	△0.4	△0.6	△0.1	0.0	△0.2	△0.7	△9.6

注1 各項目下欄の上段は対前年度増減数、下段は対前年度増減数の基準数（H16.4.1職員数）に対する比率です。

注2 累計の下欄の上段は基準数（H16.4.1職員数）に対する増減数、下段は基準数（H16.4.1職員数）に対する増減率です。

(4) 採用の状況（平成 30 年度）

- ①知事部局等 241 人採用（競争試験：106 人、選考：135 人）
※平成 29 年度 240 人採用（競争試験：125 人、選考：115 人）
- ②教育委員会 317 人採用（競争試験：12 人、選考：305 人）
※平成 29 年度 321 人採用（競争試験：10 人、選考：311 人）
- ③警察本部 102 人採用（競争試験：94 人、選考：8 人）
※平成 29 年度 111 人採用（競争試験：108 人、選考：3 人）

注 1 「知事部局等」には、知事部局、企業局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会事務局、海区漁業調整委員会事務局を含みます。（以下同じ）

注 2 選考採用者は、各任命権者が実施した選考により採用した者のみを計上しています。

(5) 昇任の状況（平成 30 年度）

- ① 知事部局等
 - ア 一般職員 363 人（部長：6 人、次長：12 人、室長：31 人、
課長：74 人、課長補佐：130 人、係長：110 人）
- ② 教育委員会
 - ア 一般職員 50 人（室長：4 人、課長：7 人、課長補佐：34 人、係長：5 人）
 - イ 教員 174 人（校長：68 人、教頭：106 人）
- ③ 警察本部
 - ア 一般職員 13 人（課長：1 人、管理官：3 人、課長補佐：4 人、
係長：5 人）
 - イ 警察官 67 人（警視：11 人、警部：22 人、警部補：34 人）

注（ ）内は昇任後の職層等毎に分類したものです。

(6) 退職の状況（平成 30 年度）

- ① 知事部局等 216 人退職（※平成 29 年度 223 人退職）
- ② 教育委員会 475 人退職（※平成 29 年度 406 人退職）
- ③ 警察本部 168 人退職（※平成 29 年度 154 人退職）

2 職員の給与に関する事項

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本 台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)
	人	千円	千円	千円	%
30年度	1,063,293	482,135,675	1,303,733	131,761,661	27.3
29年度	1,069,512	476,865,631	1,601,142	131,893,498	27.7

注1 普通会計とは、企業局・中央病院等を除く県事業全般を行うための会計をいいます。

注2 人件費には、一般職員、小・中・高の教員、警察官に支給される給与・退職手当・共済費及び知事・議員等の特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

注3 住民基本台帳人口は、各年1月1日時点での人口です。

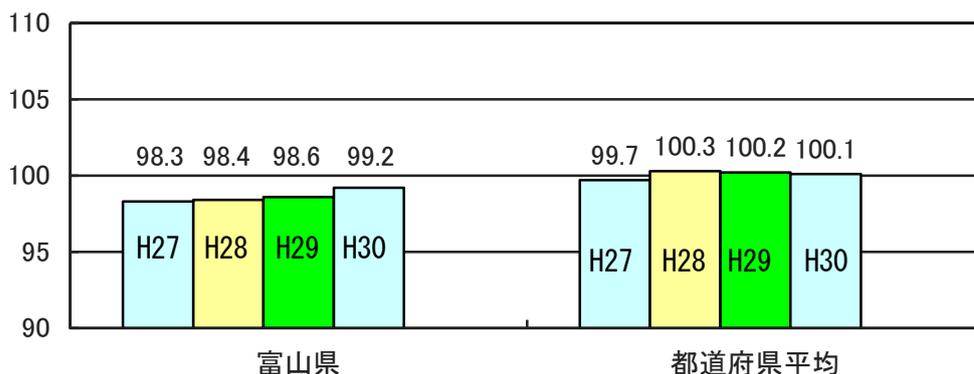
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当り 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
30年度	14,042	61,065,726	11,180,608	24,218,131	96,464,465	6,870
29年度	14,237	61,770,994	11,251,822	24,271,129	97,293,945	6,834

注1 職員手当には退職手当を含みません。

注2 職員数は、各年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



注 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数をいいます。

(4) 一般行政職の給料表の状況（平成31年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1号給の給料月額	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
最高号給の給料月額	247,600	304,200	350,000	381,000	393,000	410,200	444,900	468,600	527,500	559,500

(5) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成31年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	43歳11月	329,600円	402,800円
30年4月1日現在	43歳11月	331,100円	406,600円

注1 平均給料月額とは、平成31年4月1日現在における各職種毎の職員の基本給の平均です。（以下同様です。）

注2 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当など諸手当の額を合計したものです。

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	58歳6月	299,300円	330,100円
30年4月1日現在	58歳6月	295,600円	323,000円
うち運転手	57歳2月	336,100円	377,900円
30年4月1日現在	57歳0月	323,700円	353,300円
うち用務員	57歳10月	271,200円	277,500円
30年4月1日現在	56歳10月	295,800円	305,700円

注 うち〇〇〇とあるのは、本県の技能労務職員のうち、職員数が多い2つの職種を選んで記載してあるものです。

③高等（特殊・専修・各種）学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	45歳8月	380,900円	427,300円
30年4月1日現在	45歳7月	380,700円	427,200円

④小・中学校（幼稚園）教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	42歳10月	358,800円	394,100円
30年4月1日現在	43歳2月	360,900円	396,600円

⑤警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	38歳6月	316,500円	422,300円
30年4月1日現在	38歳6月	315,100円	415,100円

(6) 職員の初任給の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区 分		富 山 県	国
一 般 行 政 職	大学卒	187,200 円	180,700 円
	高校卒	153,000 円	148,600 円
技 能 労 務 職	高校卒	146,000 円	—
	中学卒	138,000 円	—
高等学校 教 育 職	大学卒	209,100 円	—
	短大卒	183,900 円	—
小・中学校 教 育 職	大学卒	209,100 円	—
	短大卒	186,700 円	—
警 察 職	大学卒	214,100 円	209,700 円
	高校卒	178,100 円	171,200 円

(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区 分 \ 経験年数		10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満
		一 般 行 政 職	大学卒	282,900 円
	高校卒	237,900 円	287,300 円	338,000 円
技 能 労 務 職	高校卒	該当者無し	該当者無し	該当者無し
	中学卒	該当者無し	該当者無し	該当者無し
高等学校 教 育 職	大学卒	327,700 円	372,700 円	403,300 円
	短大卒	該当者無し	318,500 円	336,800 円
小・中学校 教 育 職	大学卒	330,900 円	373,100 円	397,100 円
	短大卒	301,700 円	348,200 円	377,000 円
警 察 職	大学卒	301,800 円	352,200 円	387,200 円
	高校卒	270,400 円	313,300 円	361,500 円

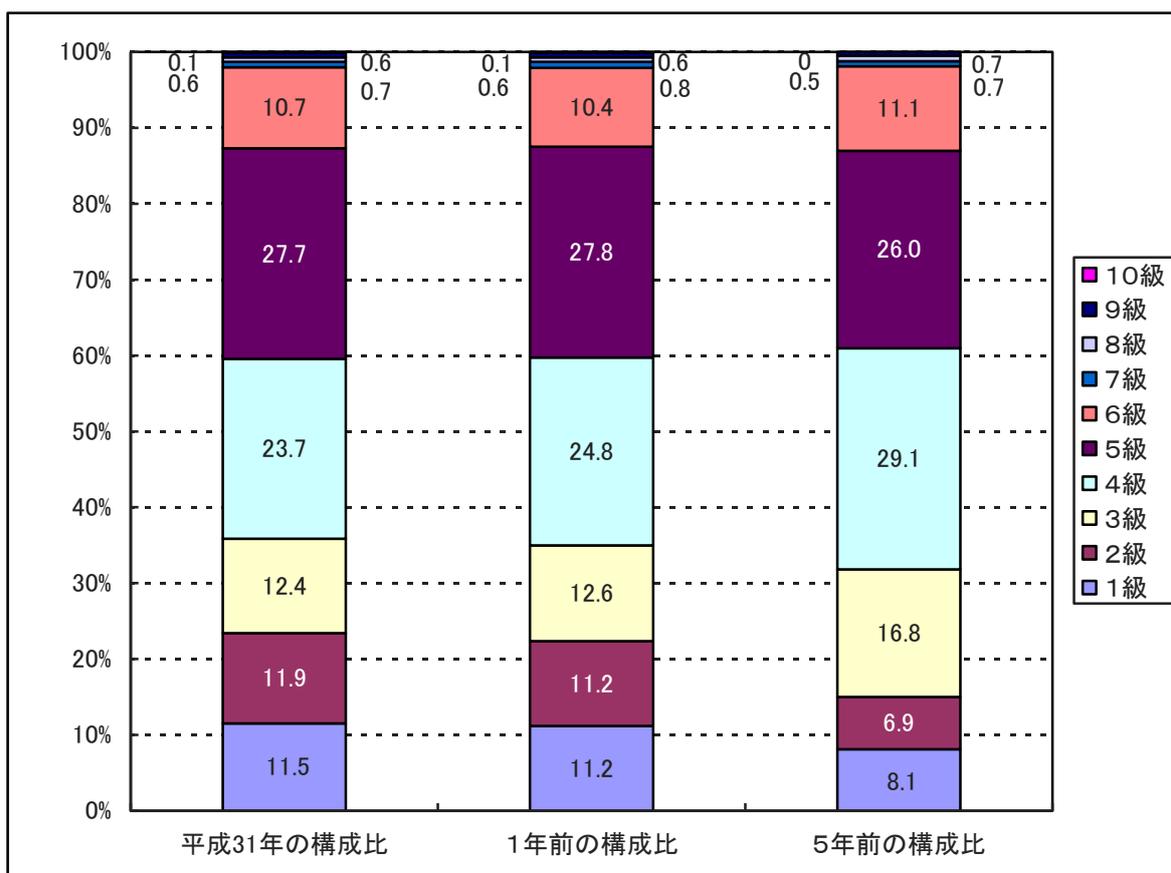
注 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。

(8) 一般行政職の級別職員数の状況（平成31年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)	参 考	
				1年前の構成比	5年前の構成比
1級	主事、技師	377	11.5	11.2	8.1
2級	主事、技師	391	11.9	11.2	6.9
3級	係長、主任	406	12.4	12.6	16.8
4級	係長、主任	775	23.7	24.8	29.1
5級	本庁の課長補佐、大規模出先機関の課長	908	27.7	27.8	26.0
6級	本庁の課長、出先機関の長	349	10.7	10.4	11.1
7級	本庁の室長、大規模出先機関の長	23	0.7	0.8	0.7
8級	本庁の次長	21	0.6	0.6	0.7
9級	本庁の部長	21	0.6	0.6	0.5
10級	本庁の部長	2	0.1	0.1	0

注1 富山県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

注2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



(9) 昇給への勤務成績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況

平成 18 年 10 月から、全職員を対象とした目標管理手法による業績評価制度を実施している。

また、地方公務員法第 23 条に基づき、毎年 7 月 31 日を評定日として課長補佐級以下の職員に対して能力評価を実施している。

2. 昇給への勤務成績の反映状況

全職員について、昇給日前 1 年間の勤務成績に基づき、昇給区分（0～8 号給）を決定。

平成 31 年 1 月 1 日の昇給において、行政職（知事部局）の職員のうち、最高号給に到達している職員、1 月 1 日付で採用になったなどの理由により昇給しない職員又は育児休業等を取得したことにより勤務した日数が少ない職員を除いた 1 年間の勤務成績を昇給に反映させることができる職員 2,626 名中、上位区分（1～8 号給）に決定された者が 653 名（24.9%）、標準区分（0～4 号給）に決定された者が 1,965 名（74.8%）、下位区分（0～2 号）に決定された者が 8 名（0.3%）であった。

※「〇～〇号給」となっているのは、55 歳以上の職員は標準区分(0号給)、上位区分(1～2号給)であるため。

(10) 職員手当の状況

①期末手当・勤勉手当

富 山 県	国
1 人当たり平均支給額 (30 年度) 1,669 千円	—
(30 年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.85 月分 (0.9) 月分	(30 年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.85 月分 (0.9) 月分
(加算措置の状況) 職務上の段階による加算措置 役職加算 5～10% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職務上の段階による加算措置 役職加算 5～10% 管理職加算 15～25%

注 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

1. 勤務成績の評定の実施状況

平成 18 年 10 月から、全職員を対象とした目標管理手法による業績評価制度を実施している。

また、地方公務員法第 23 条に基づき、毎年 7 月 31 日を評定日として課長補佐級以下の職員に対して能力評価を実施している。

2. 勤勉手当への勤務実績の反映状況

全職員について、業績評価の結果（6 月支給分は前年度後期（10～3 月）、12 月支給分は当年度前期（4～9 月）の結果を用いる）及び勤勉手当支給前 6 月間の勤務状況に基づき、成績率（0/100～131/100）を決定。

令和元年 6 月の勤勉手当において、行政職（知事部局）の職員 2,780 名中、上位区分（98.5/100～131/100）に決定された者が 843 名（30.3%）、標準区分（91/100～111/100）に決定された者が 1,928 名（69.4%）、下位区分（0/100～77.5/100）に決定された者が 9 名（0.3%）であった。

※「○/100～○/100」となっているのは、特定管理職員とその他の職員で成績率が異なるためである。

②退職手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

富 山 県			国		
支給率	自己都合	定年	支給率	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	26.3655 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	26.3655 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分 (勤続 43 年以上)	47.709 月分 (勤続 35 年以上)	最高限度額	47.709 月分 (勤続 43 年以上)	47.709 月分 (勤続 35 年以上)
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		
	自己都合	その他			
1 人当たり					
平均支給額	1,426 千円	21,994 千円			

注 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 30 年度に退職した職員に支給された平均額です。

③地域手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成 30 年度決算）		1,195,184 千円	
支給対象職員 1 人当たり平均支給額（平成 30 年度決算）		151,308 円	
支給対象地域（職種）	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
東京都特別区	21 人	20%	20%
大阪市	1 人	16%	16%
名古屋市	1 人	15%	15%
富山市	7,729 人	3%	3%
上記以外の県内市町村	7,201 人	0%	0%
医師	153 人	16%	16%
総計・平均支給率（注）	15,106 人	1.73%	1.73%

注 国の制度（支給率）の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

④特殊勤務手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成 30 年度決算）		1,361,092 千円	
支給対象職員 1 人当たり平均支給額（平成 30 年度決算）		203,361 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成 30 年度） 注（ ）内は、一般行政職員に占める手当支給職員の割合		44.3% (9.9%)	
手当の種類（手当数）		27 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	経営管理部税務課（庁舎外で業務に従事する者に限る。）又は県税事務所に勤務する職員	県税の賦課、徴収等	日額 740 円以内
指導訓練手当	消防学校、総合衛生学院等に勤務する職員	・消防学校の実技訓練 ・看護師等の養成業務	業務により日額 450 円 又は月額 11,540 円
社会福祉業務手当	厚生センター、障害者相談センター等に勤務する職員	厚生センター等における福祉業務	業務により月額 10,500 円以内又は日額 500 円以内
社会福祉施設等業務手当	富山学園等に勤務する職員	社会福祉施設における保護、看護、指導訓練等	給料月額の 100 分の 16 以内
病院業務手当	中央病院に勤務する職員	病院業務	月額 17,420 円以内又は給料月額の 100 分の 8 以内
医療業務手当	本庁、厚生センター等に勤務する医師又は歯科医師である職員	医療又は公衆衛生業務	業務により月額 80,000 円以内又は勤務 1 回につき 9,000 円以内又は勤務 1 時間につき 2,100 円
夜間看護手当	中央病院に勤務する助産師若しくは看護師である職員	午後 10 時から午前 5 時までの看護等の業務	勤務 1 回につき 3,550 円以内、通勤距離により 1,140 円以内の額を加算

精神保健業務手当	厚生センター、心の健康センター等に勤務する職員	精神障害者の訪問指導、護送等	日額 300 円
野犬捕獲手当	厚生部生活衛生課又は厚生センターに勤務する職員	野犬の捕獲、殺処分	日額 450 円
有害毒物等取扱手当	研究所等に勤務する職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毒劇物を使用した研究 ・ 病理細菌の試験検査 ・ 汚水施設等を有する工場等の立入検査等 	日額 300 円
放射線等取扱手当	厚生センター、研究所等に勤務する職員	放射線を照射する作業	日額 740 円以内
感染症等防疫手当	従事職員	感染症患者の救護作業等	日額 300 円
と畜検査等手当	食肉検査所に勤務すると畜検査員等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 獣畜のと殺・解体 ・ 死亡家畜の解体検査等 	業務により給料月額の100分の10以内又は日額1,200円以内
麻薬取締手当	麻薬取締員	麻薬取締業務	日額 820 円
職業訓練手当	技術専門学院に勤務する職員	職業訓練の実習指導	給料月額の100分の8
家畜保健衛生業務手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師である職員	家畜の伝染病防疫、疾病の診断等	月額 18,000 円
乗船手当	農林水産部水産漁港課、農林水産総合技術センター等に勤務する職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業取締、水産試験調査 ・ 渡船の運航 ・ ひき船作業 	業務により日額 810 円以内又は月額 6,600 円
特殊自動車等運転手当	土木センター、農林振興センター等に勤務する職員	大型特殊自動車等の運転作業	日額 670 円以内
用地交渉手当	土木センター、農林振興センター等に勤務する職員	用地の取得等のための交渉の業務	日額 1,000 円以内

特殊現場作業手当	土木センター、農林振興センター等に勤務する職員	足場が不安定な箇所等における土木工事等の調査、測量等	日額 300 円等
高圧ガス等検査手当	計量検定所、土木センター等に勤務する職員	高圧ガスの製造施設等の立入検査	日額 300 円
警察職員業務手当	地方警察職員	・山岳遭難者救助作業 ・銃器犯罪捜査作業 等	日額 2,000 円等
教員特殊業務手当	教育職員	・非常災害時における児童の保護等 ・週休日の部活動での指導等	日額 16,000 円以内
多学年学級担当手当	教育職員	2以上の学年をもって編成した学級の担任	日額 290 円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校等に勤務する教諭又は養護教諭	教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事等の担当業務	日額 200 円
教員兼務手当	教育職員	昼間授業本務職員の夜間授業、夜間授業本務職員の昼間授業	授業 1 時間 1,070 円
道路補修手当	土木センターに勤務する単 純労務職員	道路補修業務	日額 270 円

⑤時間外勤務手当

	支給実績	職員1人当たり平均支給年額
平成30年度決算	3,147,059千円	487千円
平成29年度決算	3,297,860千円	506千円

⑥その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給額 (30年度決算)
扶養手当	(1) 扶養親族1人につき 行政職給料表7級以下は6,500円、行政職給料表8級相当以上は3,500円 ただし子は10,000円 (2) 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,200円を加算	異	○国の制度 (1) 同 (2) 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,000円を加算	千円 1,401,040	円 255,711
住居手当	借家等 (1) 家賃20,000円以下の場合 家賃-9,000円 (2) 家賃20,000円を超える場合 11,000円+(家賃-20,000円)/2 (最高限度額27,000円)	異	○国の制度 (1) 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 (2) 家賃23,000円を超える場合 11,000円+(家賃-23,000円)/2 (最高限度額27,000円)	千円 607,922	円 303,506
通勤手当	(1) 交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による一括支給 全額支給限度額 1箇月当たり55,000円 (2) 交通用具使用職員 距離段階区分に応じ 2,000円~34,890円 (3) 駐車料金 駐車料金-3,000円 (上限3,000円)	異	○国の制度 (1) 同 (2) 距離段階区分に応じ 2,000円~31,600円 (3) なし	千円 1,435,470	円 109,687

初任給 調整手当	医学等に関する専門的知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充が困難な職に採用された職員に支給 医師・歯科医師 採用後 35 年以内の期間、採用から 1 年を経過するごとにその額を逡減して支給 (最高支給月額 308,600 円) 獣医師 採用後 20 年以内の期間、採用から 1 年を経過するごとにその額を逡減して支給 (最高支給月額 35,000 円)	異	獣医師が支給対象となっている。	千円 464,858	円 2,312,726
単身赴任 手当	公署を異にする異動等に伴い転居しやむを得ない事情により配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給 30,000 円+加算額 (※) ※職員の住宅と配偶者等の住居との交通距離が 100 km 以上の場合に 8,000~70,000 円を加算	同		千円 69,544	円 496,741
管理職 手当	管理又は監督の地位にある職員に当該職の区分に応じて 146,400 円以内を支給	同		千円 1,131,583	円 734,794
休日勤務 手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1 時間当たりの給与額×1.35×時間数	異	1 時間当たりの給与額の算定に、寒冷地手当、特地勤務手当・へき地手当、月額の特種勤務手当、農林漁業普及指導手当を含める。	千円 462,804	円 71,586
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に支給 1 時間当たりの給与額×0.25×時間数			千円 224,432	円 34,715
宿日直 手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 ・庁舎・設備の保全等 6,800 円 ・福祉施設等における管理監督 7,400 円 ・医療当直看護師等 6,900 円 医師 21,000 円	同		千円 508,363	円 277,794

管理職員 特別勤務 手当	(1)管理職手当支給対象職員 が臨時又は緊急の必要等 により週休日等に勤務した場 合に支給 6時間以下4,000～12,000円 6時間超 6,000～18,000円 (2)管理職手当支給対象職員 が災害への対処等の臨時・緊 急の必要によりやむを得ず 平日深夜に勤務した場合に 2,000～6,000円を支給	同		千円 1,994	円 664,500
寒冷地 手当	寒冷地に在勤する職員に11 月から3月まで支給 ・世帯主である職員 扶養親族有 月額17,800円 扶養親族無 月額10,200円 ・その他の職員月額7,360円	同		千円 13,996	円 61,655
特地勤務 手当	生活の著しく不便な地に所 在する公署に勤務する職員 に給料及び扶養手当の合計 額に一定割合を乗じて得た 額を支給 1級地 4% 3級地 12% 2級地 8% 4級地 16%	同		千円 12,717	円 847,810
義務教育 等教員 特別手当	小中学校、高等学校、特別支 援諸学校に勤務する教育職 員に級号給に応じて2,000～ 8,000円を支給			千円 543,754	円 69,118
定時制 通信教育 手当	定時制・通信制教育に従事す る教育職員に給料の6% (管 理職手当受給職員は4%)を 支給			千円 50,190	円 222,080
産業教育 手当	実習を伴う農業・水産・工業 に関する科目を主として担 任する教育職員に給料の 6%を支給			千円 72,340	円 288,208
へき地 手当	山間地等に所在する学校に 勤務する教育職員に給料及 び扶養手当の合計額に一定 割合を乗じて得た額を支給 1級地 8% 4級地 20% 2級地 12% 5級地 25% 3級地 16% 準ずる地域4%			千円 29,097	円 330,652

農林漁業 普及指導 手当	普及指導員が普及指導業務に従事したときに、級に応じて8,500~14,500円を支給ただし、管理職は支給対象外		千円 21,853	円 180,600
--------------------	---	--	--------------	--------------

(11) 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		給料・報酬月額		
給 料	知 事	1,300,000 円		
	副知事	1,020,000 円		
報 酬	議 長	910,000 円		
	副議長	860,000 円		
	議 員	780,000 円		
期 末 手 当	知 事	(30年度支給割合)		
	副知事	3.35 月分		
	議 長	(30年度支給割合)		
	副議長	3.35 月分		
	議 員			
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	知 事	130万円×在職月数×0.65	40,560 千円	(任期毎)
	副知事	102万円×在職月数×0.45	22,032 千円	(任期毎)

注 退職手当の1期の手当額は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年=48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件

(1) 勤務時間の状況

平成 31 年 4 月 1 日現在の勤務時間は、原則として、次の表のとおりです。

勤務時間	8：30～17：15
休憩時間	12：00～13：00

注 1 公務の運営上の事情により特別な形態によって勤務する必要がある職員及び学校現場の教職員の勤務時間及び休憩時間等については、上記以外の勤務時間の割振りによります。

注 2 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすと認めるときその他職員に特別な事情があると認めるときは、職員の申出により、休憩時間を 45 分以上 1 時間未満とすることができます。

(2) 休暇の取得状況

職員の休暇制度については、県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例、規則や、育児休業等に関する条例、規則等に基づいて定められており、主な休暇制度の状況は次のとおりです。

区分	休暇期間	平成 30 年度の取得状況			
		知事部局等	教育委員会	警察本部	
年次休暇	20 日 (1年あたり)	平均 11.4 日	平均 10.7 日	平均 12.0 日	
特別 休暇	夏期休暇	5 日以内 (1年あたり)	平均 4.7 日	平均 4.8 日	平均 4.9 日
	ボランティア休暇	5 日以内 (1年あたり)	取得者 3 人	取得者 6 人	取得者 1 人
	育児参加休暇	8 日以内 (1年あたり)	取得者 64 人	取得者 71 人	取得者 63 人
	家族看護休暇	5 日以内 (1年あたり)	取得者 516 人	取得者 1,451 人	取得者 148 人
	短期介護休暇	5 日以内 (1年あたり)	取得者 66 人	取得者 117 人	取得者 8 人
	育児時間	1 日 2 回、1 日を通じて 90 分以内	取得者 94 人	取得者 86 人	取得者 34 人
病気休暇	原則 90 日以内	取得者 146 人	取得者 341 人	取得者 73 人	
介護休暇	6 月以内	取得者 2 人	取得者 9 人	取得者 1 人	

注 1 年次休暇、夏期休暇、ボランティア休暇、育児参加休暇、家族看護休暇、短期介護休暇、育児時間については、平成 30 年 (H30. 1. 1～H30. 12. 31) の取得状況を記載しています。

注 2 病気休暇、介護休暇の取得者数は、平成 30 年度中に休暇を開始した者の人数を計上しています。

4 職員の休業の状況

職員の休業制度については、県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例、規則や自己啓発等休業に関する条例、規則等に基づいて定められており、主な休業制度の状況は次のとおりです。

区分	休業期間等	平成 30 年度の取得状況		
		知事部局等	教育委員会	警察本部
育児休業	子が 3 歳に達する日までの期間	取得者 72 人	取得者 182 人	取得者 22 人
自己啓発等休業	大学等への修学や国際貢献活動へ参加する場合において、3 年を超えない期間	取得者 一人	取得者 1 人	取得者 一人
配偶者同行休業	外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にする場合において、3 年を超えない期間	取得者 1 人	取得者 一人	取得者 一人
育児部分休業	子が小学校就学の始期に達するまでの期間で、始業時又は終業時、1 日を通じて 2 時間以内	取得者 10 人	取得者 3 人	取得者 10 人
修学部分休業	大学等において修学する場合に 2 年を超えない期間で、1 週間を通じて 19 時間 20 分以内	取得者 一人	取得者 一人	取得者 一人
高齢者部分休業	55 歳（医師及び歯科医師については 60 歳）に達した日以後の日から定年退職日までの期間で、1 週間を通じて 19 時間 20 分以内	取得者 一人	取得者 一人	取得者 一人

注 取得者数は、平成 30 年度中に休業を開始した者の人数を計上しています。

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

平成 30 年度の分限処分の状況は、次の表のとおりです。

区分	免職	休職	降任	降給	合計
知事部局等	一人	17 人	一人	一人	17 人
教育委員会	一人	76 人	一人	一人	76 人
警察本部	一人	5 人	一人	一人	5 人
合計	一人	98 人	一人	一人	98 人

注 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

(2) 懲戒処分の状況

平成 30 年度の懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

区分	免職	停職	減給	戒告	合計
知事部局等	1 人	一人	1 人	一人	2 人
教育委員会	2 人	2 人	1 人	3 人	8 人
警察本部	1 人	2 人	3 人	一人	6 人
合計	4 人	4 人	5 人	3 人	16 人

注 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行がある場合に行われる処分のことをいいます。

6 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務免除の状況

平成 30 年度の職務専念義務免除の状況は、次の表のとおりです。

免除の事由	承認件数		
	知事部局等	教育委員会	警察本部
研修を受ける場合	一件	131 件	一件
地方公務員法第 46 条の規定による勤務条件の措置に関し要求し、及びその審理に出頭する場合	一件	一件	一件
教育、研究等のため他の事務に従事する場合	36 件	9 件	一件
当該地方公共団体の特別職としての地位を兼ね、その職に属する事務を行う場合	一件	一件	一件
職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	9 件	4 件	一件
当該地方公共団体の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる会社その他の団体等の地位を兼ね、その地位に属する事務を行う場合	522 件	63 件	11 件

免除の事由	承認件数		
	知事部局等	教育委員会	警察本部
職員が公務に支障のない範囲内において、市町村の消防団員となって火災等の災害出動、演習、訓練、特別警戒等の消防団活動を行う場合	11 件	— 件	— 件
職員が公務に支障のない範囲内において、国民体育大会等に選手又は監督等として参加する場合	10 件	83 件	6 件
職員が公務に支障のない範囲内において、普及指導員資格試験又は林業普及指導員資格試験を受験する場合	5 件	— 件	— 件
船舶職の職員が、船舶免許の更新手続き等のため、公務に支障のない範囲内において勤務しないこと	— 件	— 件	— 件
教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事する場合	— 件	— 件	— 件
合 計	593 件	290 件	17 件

注 県職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において、職務に専念する義務がありますが（地方公務員法第 35 条）、合理的な理由がある場合は、限定的にその免除が認められています。

(2) 営利企業等従事許可、兼職及び他の事業等の従事許可の状況

平成 30 年度の営利企業等従事許可の状況は、次の表のとおりです。

許可の基準	許可件数		
	知事部局等	教育委員会	警察本部
次のいずれにも該当しないと認める場合 ①その職員の職と当該営利企業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがある場合 ②職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合 ③その他公務員として適当でないと認められる場合	37 件	28 件	2 件
教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事する場合	— 件	1,834 件	— 件

注 1 県職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない（地方公務員法第 38 条）とされており、上の表の基準を満たしている場合に、例外的に許可を受けることができます。

注 2 教員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者において認める場合には、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができます。（教育公務員特例法第 17 条）

7 職員の人事評価の状況

(1) 知事部局等

① 能力評価の状況

ア 評価方法

原則として、当該職員の直属の上司等2名が別々に、その職員の勤勉性、責任感、協調性、接遇の態度、職務知識、理解力、判断力、積極性、正確性、仕事の速度等の要素毎に評価を行った上で、

A：特に優れている、B：優れている、C：標準的である、

D：やや劣っている、E：劣っている

の5段階評定で総合判定を行います。

イ 評価時期

評価は前年の8月1日から7月31日までの1年間を対象に実施します。

② 業績評価の状況

業績評価については、目標による管理手法を取り入れ、原則として直属の上司等が別々に、各年度の4月から9月まで及び10月から3月までの各期における職務の目標達成度や貢献度等を評価し、面談を通じて被評価者に評価結果を開示するとともに、評価結果を査定昇給及び勤勉手当の成績率に反映しています。

(2) 教育委員会

① 評定方法

原則として、当該職員の直属の上司等2名が別々に、その職員の勤勉性、責任感、協調性、職場の規律、接遇の態度、職務知識、理解力、判断力、積極性、正確性、仕事の速度等の要素毎に評定を行った上で、

A：特に優れている、B：優れている、C：標準的である、

D：やや劣っている、E：劣っている

の5段階評定で総合判定を行います。

② 評定時期

評定は前年の11月1日から10月31日までの1年間を対象に実施します。

(3) 警察本部

① 評価方法

原則として、当該職員の直属の上司等2名が別々に、その職員の能力評価及び業績評価の結果を基に

A：特に優れている、B：優れている、C：標準的である、

D：やや劣っている、E：劣っている

の5段階評価で総合評価を行います。

ア 能力評価

倫理、方策の立案、判断、説明・調整、業務運営、組織統率・人材育成、事案対応、部下の育成・活用、協調性、報告・連絡、業務遂行、知識・技術、コミュニケーションの評価項目ごとにAからEの5段階で評価を行います。

イ 業績評価

目標による管理手法を取り入れ、原則として直属の上司等が別々に職務の目標達成度や目標以外への業務の取組状況をAからEの5段階で評価を行います。

② 評価時期

評価は前年の12月1日から11月30日までの1年間を対象に実施します。

8 職員の退職管理の状況

平成30年度の退職者の再就職の状況については、次の表のとおりです。

	退職者数	再就職者数				
		県（特別職・再任用・嘱託）	県出資法人（50%以上）	民間企業	市町村、その他の団体	
知事部局等	67人	59人	27人	11人	9人	12人
教育委員会	72人	67人	32人	1人	3人	31人
警察本部	12人	12人	1人	一人	4人	7人
合計	151人	138人	60人	12人	16人	50人

※退職者数は、課長級以上の退職者の数です。

9 職員の研修の状況

平成 30 年度の職員の研修の状況については、次の表のとおりです。

(1) 知事部局等

研 修 名		延べ開 講日数	修了者数
繰返し研修		31 日	1,151 人
	新任所属長研修	2 日	46 人
	新任所属長代理研修	3 日	44 人
	新任係長研修	8 日	87 人
	職員 3 年目研修	2 日	159 人
	新任職員研修	12 日	492 人
	ステップ 1 研修 (34 歳)	1 日	88 人
	ステップ 2 研修 (40 歳)	1 日	95 人
	ステップ 3 研修 (46 歳)	1 日	96 人
	臨時的任用職員等研修	1 日	44 人
単位制研修		111 日	1,155 人
	課長クラス向け研修	3 日	61 人
	課長補佐クラス研修	8 日	190 人
	係長クラス研修	7 日	129 人
	主任クラス向け研修	50 日	287 人
	主事・技師クラス向け研修	43 日	488 人
キャリア開発研修		34 日	859 人
	管理者 (合同) 研修	3 日	293 人
	県内若手社員・職員共同研修	1 日	5 人
	若手職員初心に帰る研修	1 日	70 人
	民間経営の手法に学ぶ研修	1 日	16 人
	キャリアデザイン研修	1 日	23 人
	キャリア・シフトチェンジのためのワークショップ	1 日	3 人
	ナレッジ研修	6 日	89 人
	仕事・子育て両立支援研修	1 日	18 人
	女性職員キャリアサポート研修	1 日	14 人
	働きやすい職場環境づくり促進研修	2 日	40 人
	事務職員総合研修	2 日	51 人
	その他	14 日	237 人
合 計		176 日	3,165 人

注 上記研修の修了者には、教育委員会及び警察本部の事務職員を含んでいます。

(2) 教育委員会

		研 修 名		開講日数	受講者数
基 本 研 修	年 次 研 修	初任者研修会	小・中・高・特	15日	189人
		新規採用教職員研修会	幼	8日	37人
			養教教諭	13日	5人
			学校栄養職員	12日	1人
		6年次教職員研修会		4日	169人
		中堅教諭等資質向上研修		1～13日	555人
		11年次教職員研修会	幼・小・中・高・特	13日	155人
	16年次教職員研修会	小・中・高・特	延べ18時間	134人	
	管 理 職 研 修	小・中学校校長研修会		1日	265人
		小・中学校初任校長研修会		2日	32人
		県立学校校長研修会		1日	65人
		県立学校初任校長研修会		1日	18人
		小中県立学校3年次校長研修会		半日	32人
		「目標達成度による教員評価」の面談者研修		1日	70人
		校長・教頭倫理指導研修会		1日	138人
		園長等運営管理協議会		2日	90人
		小・中学校教頭研修会		1日	289人
		小・中学校初任教頭研修会		2日	47人
		県立学校教頭研修会A		1日	44人
		県立学校教頭研修会B		1日	24人
		県立学校教頭研修会		1日	124人
		県立学校事務(部)長研修会		1日	55人
	職 務 研 修	新任教務主任研修会(小中)		3日	63人
		新任教務主任研修会(県立)		3日	30人
		県立学校等教務主任研修会		1日	71人
		生徒指導主事研修会	小・中	1日	288人
			高・特	1日	68人
校内研修活性化研修会			3日	25人	
保健主事研修会			1日	197人	
給食主任研修会			1日	175人	
特別支援学級等新任担当教員研修会			5日	84人	
特別指導者招へい研修講座			10日	22人	
養護教諭研修会			2日	688人	
栄養教諭・学校栄養職員研修会			2日	230人	
学校給食指導者研修会			2日	88人	
学校事務職員初任研修会			1日	39人	
学校事務職員現任主任研修会			1日	20人	
衛生管理研修会		1日	69人		
県立学校校務助手等研修会		1日	37人		

		交通安全講習会	1日	86人
専 門 研 修	理科	理科教育講座	8日	62人
		高等学校理科実験実技研修会	2日	26人
	英語	英語教員研修会	2日	140人
	体育	小学校体育実技指導者講習会	2日	136人
		中・高等学校体育実技指導者講習会	1日	89人
		運動部活動指導者研修会	1日	33人
		水泳指導者講習会	1日	36人
		集団登山引率者講習会	4日	61人
	産業	産業教育新技術等講習会	6日	106人
	教育課程	幼稚園教育課程研究協議会	1日	192人
		小学校教育課程研究協議会	1日	1,192人
		中学校教育課程研究協議会	1日	537人
		高等学校教育課程講習会	1日	742人
		特別支援学校教育課程研究協議会	1日	169人
	教育相談	学校カウンセリング講座	10日	142人
	生活指導	生徒指導セミナー	4日	263人
	進路指導	中・高進路指導研修会	4日	323人
	情報教育	初歩からのプログラミング研修会	2日	20人
		デジタル教材活用研修会	2日	28人
		授業力向上のためのICT活用研修会	4日	28人
校務のためのPC活用研修会		6日	99人	
児童生徒のICT活用の充実と情報モラル指導研修会		2日	57人	
特別支援教育	特別支援教育講座	6日	101人	
	特別支援教育の視点を取り入れた授業づくり講座	2日	24人	
	発達障害教育研修会	1日	92人	
	特別支援教育コーディネーター研修会	2日	38人	
図書館教育	図書館教育講習会	1日	66人	
国際理解	外国人児童生徒教育実践講座	2日	22人	
学校経営	小・中学校経営研修会	3日	40人	
	校務の業務改善マネジメントセミナー	2日	35人	
	県立学校経営研修会	3日	31人	
保護者対応	保護者との良好な関係づくり研修会	1日	101人	
キャリア教育	キャリア教育指導者養成研修	10日	5人	
保育	保育技術協議会	2日	55人	

(3) 警察本部

研修機関	課程名	延べ開講日数	修了者数	
警察大学校	警察運営科	2週又は3週	4人	
	任用科	警部本課程（50歳未満）	4月	19人
		警部特別短期課程（50歳以上56歳未満）	2週	5人
		課長補佐（50歳未満の一般職員）	2週	2人
		教官養成科	1月	3人
		専科	5日～36日	26人
		指定職種任用科	5日～19日	6人
		研究科	10日～53日	3人
	特別捜査幹部研修所	特別捜査幹部科	4月	2人
		捜査幹部養成科	2週	1人
	国際警察センター	語学研修科・専科	5日～326日	6人
	財務捜査研修センター	財務捜査研修科	9日～88日	4人
	取調べ技術総合研究・研修センター	取調べ技術・捜査指揮研修	10日	1人
	サイバーセキュリティ対策研究・研修センター	サイバー捜査研修科	12日～15日	5人
附属警察情報通信学校	専科	5日～26日	3人	
管区警察学校	任用科	警部補（46歳未満）	8週	34人
		巡査部長（41歳未満）	6週	54人
		係長（46歳未満の一般職員）	2週	4人
		主任（41歳未満の一般職員）	2週	4人
		専科	5日～32日	51人
県警察学校	初任科	新規採用の警察官	10月又は6月	93人
		新規採用の一般職員	24日	11人
		初任補修科	3月又は2月	83人
	任用科	警部補（46歳以上）	12日	0人
		巡査部長（41歳以上）	12日	0人
		部門別（各部門に新規採用警察官）	2週～4週	51人
		専科	4日～18日	295人
科学警察研究所内 法科学研修所	鑑定技術職員専攻科・養成科・現任科	3日～90日	10人	

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度の状況

公務能率の向上を図るため、職員の健康管理等の厚生事業を実施しており、平成30年度の状況は次のとおりです。

区分	主な項目	対象者等	実施状況		
			知事部局等	教育委員会	警察本部
健康管理	定期健康診断	全職員	3,764人	3,158人	1,415人
	人間ドック	指定年齢の職員等	1,324人	3,998人	951人
	特別健康診断	有害業務従事者等	1,432人	—	1,228人
	健康相談	希望職員	936人	健康管理室置 56校 心の健康管理医 4人委嘱	950人
	健康教室	指定年齢の職員、希望者、要観察者等	200人	—	1,581人
その他	ライフプランセミナー	指定年齢の職員	112人	430人	129人
福利厚生事業に係る決算額			千円 109,008	千円 139,703	千円 53,408
うち職員互助会に対する補助金額			千円 —	千円 1,282	千円 —

(2) 共済制度の状況

社会保険制度の一環として、相互救済による共済制度を実施しており、平成29年度の主な給付の状況は次のとおりです。

なお、制度実施のため必要な財源は、地方公務員等共済組合法の規定に基づき、職員（組合員）の掛金と地方公共団体の負担金によって賅われています。

区分	主な内容	給付の状況					
		地方職員共済組合		公立学校共済組合		警察共済組合	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
法定給付	医療の給付 高額療養費 出産費	件 93,227	千円 882,543	件 180,605	千円 1,914,200	件 57,437	千円 601,296
	休業給付 傷病手当金 育児休業手当金	908	156,083	2,033	361,532	336	49,254
	災害給付 災害見舞金	—	—	1	1,000	1	500
附加給付等	出産費附加金 一部負担金払戻金	645	23,698	1,859	61,779	452	19,027
計		94,780	1,062,324	184,498	2,338,511	58,226	670,077

注1 共済制度を実施するため、県職員、教育委員会職員、警察職員の区分に応じて共済組合が設けられています。

注2 給付実績は、組合員とその家族（被扶養者）を含めた金額となっています。

(3) 公務災害補償制度の状況

公務災害補償制度は、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、地方公務員災害補償基金が、その損害を補償する制度です。

平成 30 年度の公務災害補償制度の状況は、次の表のとおりです。

種 類	内 容 等	補償の状況（金額単位：千円）					
		知事部局等		教育委員会		警察本部	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
療養補償	公務又は通勤による負傷や疾病の療養（以下、上記療養と記載する。）に必要な費用を支給します。	67	6,665	82	17,039	56	13,930
障害補償	上記療養の治ゆ後、一定の障害が残った場合に年金等を支給します。	3	6,625	0	0	2	7,280
遺族補償	公務又は通勤により死亡した場合に配偶者等に対し年金等を支給します。	3	6,604	10	24,006	9	26,426
福祉事業	上記補償に加えて付加給付として被災職員および遺族の福祉に対して必要な事業及び公務災害防止のために必要な事業を行います。	11	4,930	17	28,551	13	7,950
計		84	24,824	109	69,596	80	55,586

11 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の状況

① 採用試験の実施結果

平成30年度県職員・警察官採用試験実施状況

	採用 予定 人員 (a)	申込 者数 (b)	申込 倍率 (b/a)	第 一 次 試 験				第 二 次 試 験			最終 競争 倍率 (c/f)	女性合格者		拡大合格者 (31~35歳)		試験日	
				受 験 者 数 (c)	受 験 率 (c/b)	合 格 者 数 (d)	競 争 倍 率 (c/d)	受 験 者 数 (e)	受 験 率 (e/d)	合 格 者 数 (f)		人 数 (g)	比 率 (g/f)	人 数 (h)	比 率 (h/f)		
上 級	総合行政	52	367	7.1倍	284	77.4%	102	2.8倍	95	93.1%	60	4.7倍	20	33.3%	1	1.7%	(第一次) 平成30年6月24日
	警察事務	3	68	22.7倍	37	54.4%	7	5.3倍	5	71.4%	3	12.3倍	3	100.0%	1	33.3%	
	心理	2	10	5.0倍	9	90.0%	6	1.5倍	6	100.0%	3	3.0倍	3	100.0%	1	33.3%	
	社会福祉	2	7	3.5倍	6	85.7%	5	1.2倍	4	80.0%	2	3.0倍	2	100.0%	0	0.0%	
	環境	2	9	4.5倍	8	88.9%	5	1.6倍	5	100.0%	2	4.0倍	1	50.0%	1	50.0%	
	管理栄養士	1	17	17.0倍	14	82.4%	5	2.8倍	5	100.0%	2	7.0倍	2	100.0%	0	0.0%	
	工業研究(化学)	2	10	5.0倍	8	80.0%	6	1.3倍	5	83.3%	3	2.7倍	0	0.0%	1	33.3%	
	工業研究(電子)	1	1	1.0倍	0	0.0%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	工業研究(機械・金属)	2	11	5.5倍	6	54.5%	4	1.5倍	3	75.0%	2	3.0倍	1	50.0%	1	50.0%	
	農業	5	24	4.8倍	19	79.2%	15	1.3倍	14	93.3%	9	2.1倍	8	88.9%	0	0.0%	
	林業	4	13	3.3倍	8	61.5%	7	1.1倍	7	100.0%	5	1.6倍	1	20.0%	0	0.0%	
	水産	2	6	3.0倍	5	83.3%	5	1.0倍	5	100.0%	2	2.5倍	0	0.0%	0	0.0%	
	総合土木	17	33	1.9倍	27	81.8%	25	1.1倍	24	96.0%	23	1.2倍	4	17.4%	0	0.0%	(第二次) 平成30年7月13,14日, 7月26,27,30,31日, 8月1,2日
	建築	2	7	3.5倍	6	85.7%	6	1.0倍	5	83.3%	3	2.0倍	0	0.0%	1	33.3%	
	電気	2	13	6.5倍	5	38.5%	4	1.3倍	4	100.0%	1	5.0倍	0	0.0%	0	0.0%	
	少年警察補導員	1	3	3.0倍	2	66.7%	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
中 級	林業(特別募集)	5	17	3.4倍	15	88.2%	10	1.5倍	8	80.0%	5	3.0倍	2	40.0%	2	40.0%	(第一次)平成30年12月2日 (第二次)平成30年12月26日
	電気(特別募集)	若	8	4.0倍	5	62.5%	4	1.3倍	3	75.0%	2	2.5倍	0	0.0%	0	0.0%	
	計	107	624	5.8倍	464	74.4%	216	2.1倍	198	91.7%	127	3.7倍	47	37.0%	9	7.1%	
	臨床検査技師	3	12	4.0倍	10	83.3%	8	1.3倍	6	75.0%	4	2.5倍	3	75.0%	—	—	(第一次) 平成30年9月23日
学校栄養職員	2	31	15.5倍	26	83.9%	8	3.3倍	8	100.0%	2	13.0倍	1	50.0%	—	—		
計	5	43	8.6倍	36	83.7%	16	2.3倍	14	87.5%	6	6.0倍	4	66.7%	—	—		
初 級	一般事務	5	28	5.6倍	21	75.0%	14	1.5倍	14	100.0%	8	2.6倍	7	87.5%	—	—	(第二次) 平成30年10月15日, 10月22,23日
	一般事務(身障者)	1	6	6.0倍	5	83.3%	4	1.3倍	4	100.0%	1	5.0倍	0	0.0%	—	—	
	学校事務	9	35	3.9倍	29	82.9%	18	1.6倍	18	100.0%	9	3.2倍	5	55.6%	—	—	
	警察事務	2	37	18.5倍	29	78.4%	6	4.8倍	6	100.0%	2	14.5倍	2	100.0%	—	—	
	警察事務(身障者)	1	0	0.0倍	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	計	18	106	5.9倍	84	79.2%	42	2.0倍	42	100.0%	20	4.2倍	14	70.0%	—	—	
職 務 経 験 者	行政	6	60	10.0倍	41	68.3%	14	2.9倍	13	92.9%	7	5.9倍	0	0.0%	—	—	(第一次)平成30年10月14日 (第二次)平成30年11月18日
	総合土木	若	2	1.0倍	2	100.0%	2	1.0倍	2	100.0%	2	1.0倍	1	50.0%	—	—	
	計	8	62	7.8倍	43	69.4%	16	2.7倍	15	93.8%	9	4.8倍	1	11.1%	—	—	
職員総計	138	835	6.1倍	627	75.1%	290	2.2倍	269	92.8%	162	3.9倍	66	40.7%	—	—		
警 官	男性警察官A(第1回)	35	325	9.3倍	130	40.0%	114	1.1倍	94	82.5%	41	3.2倍	—	—	2	4.9%	(第一次) 平成30年7月8日 (第二次) 平成30年8月9日, 8月27~31日
	男性警察官A〔武道(剣道)〕	1	1	1.0倍	0	0.0%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	男性警察官A〔武道(柔道)〕	1	3	3.0倍	0	0.0%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	女性警察官A(第1回)	8	91	11.4倍	43	47.3%	33	1.3倍	25	75.8%	12	3.6倍	—	—	1	8.3%	
	警察官A(情報技術)	3	9	3.0倍	2	22.2%	1	2.0倍	1	100.0%	0	—	—	—	—	—	—
	男性警察官A(第2回)	9	160	17.8倍	53	33.1%	37	1.4倍	30	81.1%	11	4.8倍	—	—	0	0.0%	(第一次) 平成30年9月16日 (第二次) 平成30年10月19日, 11月5~9日
	女性警察官A(第2回)	2	39	19.5倍	12	30.8%	7	1.7倍	5	71.4%	2	6.0倍	—	—	0	0.0%	
	男性警察官B	22	201	9.1倍	94	46.8%	80	1.2倍	76	95.0%	27	3.5倍	—	—	0	0.0%	
	女性警察官B	4	65	16.3倍	30	46.2%	13	2.3倍	12	92.3%	4	7.5倍	—	—	0	0.0%	
計	85	894	10.5倍	364	40.7%	285	1.3倍	243	85.3%	97	3.8倍	—	—	3	3.1%		

※「若」は2名として計算

② 受験資格（平成 30 年度実施分）

<上級>（1）次のいずれかに該当する者

ア 昭和 58 年 4 月 2 日から平成 9 年 4 月 1 日までに生まれた者

イ 平成 9 年 4 月 2 日以降に生まれた者で次に掲げる者

（ア）学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成 31 年 3 月までに卒業見込みの者

（イ）富山県人事委員会が（ア）に掲げる者と同等の資格があると認める者

（2）次の試験区分については、次の要件が必要です。

試験区分	要件
心理	学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は大学院において、心理学を専修する学科（これに相当する課程を含む。）若しくは専攻を卒業若しくは修了した者又は平成 31 年 3 月までに卒業若しくは修了見込みの者
社会福祉	社会福祉法第 19 条第 1 項各号に該当する社会福祉主事の任用資格を有する者又は平成 31 年 3 月までに同資格を取得する見込みの者
管理栄養士	管理栄養士免許を有する者又は平成 31 年実施の管理栄養士国家試験に合格し、管理栄養士免許を取得する見込みの者
少年警察補導員	次のいずれかに該当する者 ・学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科（これに相当する課程を含む。）若しくは専攻を卒業若しくは修了した者又は平成 31 年 3 月までに卒業若しくは修了見込みの者 ・教育職員免許法による普通免許状を有する者又は平成 31 年 3 月までに当該免許状を取得する見込みの者

<中級・初級>

試験区分	受験資格	
中級	学校栄養職員	平成 2 年 4 月 2 日から平成 11 年 4 月 1 日までに生まれた者で、栄養士免許を有する者又は平成 31 年 4 月までに栄養士免許を取得する見込みの者
	臨床検査技師	平成元年 4 月 2 日から平成 10 年 4 月 1 日までに生まれた者で、臨床検査技師免許を有する者又は平成 31 年実施の臨床検査技師国家試験に合格し、臨床検査技師免許を取得する見込みの者
初級	一般事務	平成 9 年 4 月 2 日から平成 13 年 4 月 1 日までに生まれた者
	一般事務 (身体障害者対象)	昭和 58 年 4 月 2 日から平成 13 年 4 月 1 日までに生まれた者で、次の全ての要件を満たす者 ア 身体障害者福祉法第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者（1～6 級） イ 活字印刷文又は点字による出題に対応できる者 ウ 富山県内に住所を有する者（就学等のために一時的に県外に居住している者を含む。）
	学校事務	平成 9 年 4 月 2 日から平成 13 年 4 月 1 日までに生まれた者
	警察事務	平成 9 年 4 月 2 日から平成 13 年 4 月 1 日までに生まれた者
	警察事務 (身体障害者対象)	昭和 58 年 4 月 2 日から平成 13 年 4 月 1 日までに生まれた者で、次の全ての要件を満たす者 ア 身体障害者福祉法第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者（1～6 級） イ 活字印刷文又は点字による出題に対応できる者 ウ 富山県内に住所を有する者（就学等のために一時的に県外に居住している者を含む。）

<職務経験者（U I J ターン）>

次の全てに該当する者

ア 昭和 53 年 4 月 2 日以降に生まれた者

イ 試験区分ごとに下記の職務経験を有する者

試験区分	職 務 経 験
行 政	富山県外に本社又は本庁の所在地を置く民間企業や公的機関等における職務経験が 7 年以上ある者（平成 30 年 3 月 31 日現在）
総合土木	富山県外に本社又は本庁の所在地を置く民間企業や公的機関等における土木関係の設計、施工管理の職務経験が 5 年以上ある者（平成 30 年 3 月 31 日現在）

注：民間企業や公的機関等における職務経験には、民間企業の従業員、自営業者、公務員等として、週 30 時間以上で 6 か月以上継続して就業した期間が該当する。

ウ 平成 30 年 3 月 31 日現在で富山県外に在住の者

<警察官>

試験区分	受 験 資 格
男性警察官 A 男性警察官 A（武道）	昭和 58 年 4 月 2 日以降に生まれた男性で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は平成 31 年 3 月までに卒業見込みの者
女性警察官 A	昭和 58 年 4 月 2 日以降に生まれた女性で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は平成 31 年 3 月までに卒業見込みの者
警察官 A （情報技術）	昭和 58 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は平成 31 年 3 月までに卒業見込みの者
男性警察官 B	昭和 58 年 4 月 2 日から平成 13 年 4 月 1 日までに生まれた男性 ただし、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は平成 31 年 3 月までに卒業見込みの者を除く。
女性警察官 B	昭和 58 年 4 月 2 日から平成 13 年 4 月 1 日までに生まれた女性 ただし、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は平成 31 年 3 月までに卒業見込みの者を除く。

③ 平成 30 年度採用試験実施日程

試験名	公告日	受験申込受付期間	第一次試験日	第一次試験合格発表日	最終合格発表日
上 級	30. 5. 11	30. 5. 14 ~ 30. 6. 1 ※30. 5. 14 ~ 30. 5. 29	30. 6. 24	30. 7. 3	30. 8. 17
中 級	30. 5. 11	30. 8. 1 ~ 30. 8. 22 ※30. 8. 1 ~ 30. 8. 17	30. 9. 23	30. 10. 4	30. 10. 31
初 級	30. 5. 11	30. 8. 1 ~ 30. 8. 22 ※30. 8. 1 ~ 30. 8. 17	30. 9. 23	30. 10. 4	30. 10. 31
職務経験者 (U I Jターナー)	30. 7. 27	30. 8. 27 ~ 30. 9. 18	30. 10. 14	30. 10. 31	30. 12. 4
男性警察官 A (第 1 回)	30. 5. 11	30. 5. 14 ~ 30. 6. 5 ※30. 5. 14 ~ 30. 5. 31	30. 7. 8	30. 7. 20	30. 9. 7
男性警察官 A (第 2 回)	30. 5. 11	30. 8. 1 ~ 30. 8. 22 ※30. 8. 1 ~ 30. 8. 17	30. 9. 16	30. 10. 4	30. 11. 20
女性警察官 A (第 1 回)	30. 5. 11	30. 5. 14 ~ 30. 6. 5 ※30. 5. 14 ~ 30. 5. 31	30. 7. 8	30. 7. 20	30. 9. 7
女性警察官 A (第 2 回)	30. 5. 11	30. 8. 1 ~ 30. 8. 22 ※30. 8. 1 ~ 30. 8. 17	30. 9. 16	30. 10. 4	30. 11. 20
警察官 A (情報技術)	30. 5. 11	30. 5. 14 ~ 30. 6. 5 ※30. 5. 14 ~ 30. 5. 31	30. 7. 8	30. 7. 20	30. 9. 7
男性警察官 B	30. 5. 11	30. 8. 1 ~ 30. 8. 22 ※30. 8. 1 ~ 30. 8. 17	30. 9. 16	30. 10. 4	30. 11. 20
女性警察官 B	30. 5. 11	30. 8. 1 ~ 30. 8. 22 ※30. 8. 1 ~ 30. 8. 17	30. 9. 16	30. 10. 4	30. 11. 20
上 級 (特別募集)	30. 10. 31	30. 11. 1 ~ 30. 11. 16	30. 12. 2	30. 12. 12	31. 1. 25

※インターネットで申し込む場合の受付期間

(2) 選考の状況

① 採用選考の実施結果（平成30年度実施分。大学教員及び教員を除く。）

職種・ 職層	部 局	知事部局	企業局	警察本部	教育委員会			議会・ 委員会	合計
					事務局	県立学校	市町村立 学 校		
一 般 職 員	部長								
	次長				1				1
	室長	2							2
	課長			1	11				12
	課長補佐	1			6				7
	係長								
	係員								
	小計	3		1	18				22
一 般 職 員	部長								
	次長	2							2
	室長								
	課長	1							1
	課長補佐								
	係長								
	係員	3		2	1				6
	小計	6		2	1				9
警 察 官	警視			7					7
	警部			7					7
	警部補			11					11
	巡查部長			7					7
	巡查長			4					4
	巡查								
	小計			36					36
計	9		39	19				67	

注 上の表は、人事委員会が実施した分であり、各任命権者が実施したものは含んでいません。

② 昇任選考の実施結果（平成30年度人事委員会実施分）

職員区分	部局		知事部局	企業局	警察本部	教育委員会			議会・委員会	合計
	昇任後の職層等					事務局	県立学校	市町村立学校		
一般職員	事務	部長	10			1				11
		次長	9	1					1	11
		室長	8	1		5				14
		課長	30		4	1	3			38
		課長補佐	46	1	2	6	2	11	3	71
		係長	36		14	1	4			55
		(小計)	139	3	20	14	9	11	4	200
	技術	部長	2							2
		次長	5	1						6
		室長	22	1						23
		課長	47							47
		課長補佐	91	3						94
		係長	63	5				1		69
		(小計)	230	10				1		241
合計		369	13	20	14	9	12	4	441	
警察官	警視	部長			4				4	
		参事官			7				7	
		課長			10				10	
		(小計)			21				21	
	警部	次席			16				16	
		統括実務指導官			5				5	
		(小計)			21				21	
	警部補	主任実務指導官			11				11	
		係長統括			9				9	
		(小計)			20				20	
巡査部長	実務指導官			24				24		
巡査長				75				75		
合計				161				161		

12 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

人事委員会は、平成30年10月12日、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、議会及び知事に対して次のような報告及び勧告を行いました。

なお、報告及び勧告の全文は、人事委員会のホームページに掲載してあります。

(1) 給与の改定

① 月例給

<公民給与の比較>

県職員の給与が民間給与を1人当たり平均0.17%（617円）下回っている。

<月例給の改定>

県職員の給与が民間の給与を下回っていることから、月例給を引上げ（616円（0.17%））。

（行政職平均給与月額 358,292円（平均年齢43.6歳））

② 期末・勤勉手当

ア 民間の支給割合 4.47月（県職員の年間支給月数 4.40月）

イ 支給月数の引上げ 年間月数 4.40月分→ 4.45月分（勤勉手当に配分）

③ 宿日直手当

- ・ 人事院勧告に準じて支給額を引上げ

(2) 人材の確保・育成

① 有為で多様な人材の確保

- ・ 職員の採用を取り巻く諸情勢を見極めながら、積極的な人材確保策を展開するとともに、時代に対応した職員の採用について検討を行い、引き続き、有為で多様な人材の確保に努める必要
- ・ UIJターン希望の職務経験者を対象とした採用試験を実施。また、身体障害者を対象とした採用試験については、平成25年に改正された障害者雇用促進法等の関係法令等の趣旨や平成30年4月からの法定雇用率の引上げ等を踏まえ、障害者の採用に積極的かつ適正に努めていく必要
- ・ 人材確保対策事業として、少人数説明会や東京、大阪、名古屋でのセミナーをはじめ、女性限定セミナー、新たに社会人向けのセミナー開催などきめ細かく実施
- ・ 平成29年5月の地方公務員法の一部改正により、一般職非常勤職員としての会計年度任用職員制度が創設され、令和2年4月から施行。本県においても、非常勤職員の任用や勤務条件の整備について法改正の趣旨、国や他の都道府県の動向などを踏まえながら適切に対応する必要

② 女性職員の採用・登用の拡大

- ・ 女性活躍推進法の趣旨を踏まえ、女性が職業生活において十分に能力を発揮し、活躍できる環境の整備について、適切に対応していく必要。本県では、「特定事業

主行動計画」を策定し、知事部局及び教育委員会において、女性職員の採用割合や管理職（2023年4月までに15%以上）、課長補佐級・係長級（同30%以上）への登用目標を設定

- ・ 職員採用における本県の女性比率は、国に比べて高い水準にあるが、今後とも、より多くの有為な女性の採用が図られるよう、募集活動を積極的に展開していく必要
- ・ 引き続き、男女共同参画推進条例の基本理念である「政策又は方針の立案及び決定への男女の共同参画」の実現に向け、一層の女性職員の管理職への登用や職域拡大を推進する必要

③ 時代の要請に応じた職員の育成

- ・ 今後とも、北陸新幹線開業後の新しい時代に対応した人材が育成されるよう、より効果的な研修を実施すべく、新たな研修技法の開発や研修内容・体系の充実を図っていく必要
- ・ 職員が幅広い業務を経験し、良好なキャリア形成を目指すため、各任命権者間や本庁と出先機関、他県との人事交流や、国・民間企業等への職員派遣を引き続き推進していく必要

④ 人事評価制度の着実な推進

- ・ 平成28年4月の地方公務員法の一部改正において、人事評価を能力評価と業績評価の両面から行い、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することとされた。
- ・ 知事部局では、従来から業績評価制度を実施し、結果を昇給及び勤勉手当に反映し、能力評価も改正法の趣旨を踏まえ実施。教育委員会では、「目標達成度による教員評価」を実施
- ・ 法改正の趣旨に留意し、引き続き、職員の能力向上と意欲向上や効果的・効率的な仕事の進め方に資するよう、能力・実績に基づく人事管理の着実な推進に取り組む必要

(3) 働き方改革の推進

① 長時間勤務の改善等

- ・ 平成29年、長時間勤務の改善には、①勤務時間の適正な把握、②任命権者、管理監督者、職員の意識改革、③業務改革等の徹底が重要と報告
- ・ 県では、働き方改革推進チームを設置し、知事部局では、新たな取組みとして、①講演会の開催、②臨時職員の配置、③所属長ヒアリング等を実施
- ・ 教育委員会では、過労死と認定される事案が平成28年に発生したが、教員の多忙化解消に向け、これまでも国の動きを踏まえ、意識改革の取り組みなどを進めてきており、新たな取組みとして、①部活動の在り方に関する方針の策定、②スクール・サポート・スタッフの配置、③部活動指導員の配置などを実施
- ・ こうしたなか、国では、時間外労働の上限設定などを盛り込んだ働き方改革関連法が成立

- ・ 国家公務員については超過勤務命令の上限を人事院規則として制定予定であり、文部科学省においても教員の勤務時間の上限を盛り込んだガイドラインの策定を検討中
- ・ 各任命権者には、国や他の都道府県の動向に留意しつつ、平成 29 年に報告した 3 点について引き続き取組みを進める必要
- ・ 本委員会としても、任命権者の取組みを注視しながら、必要な助言や支援を検討・実施

ア 勤務時間の適正な把握

- ・ 勤務時間の管理は、労働法制上求められる使用者としての責務であるとともに、業務改革や長時間勤務の改善を進めていくための基礎として必要不可欠
- ・ 知事部局等では、共通事務システムの改修により、上司の事前命令を原則とする時間外勤務申請制度を平成 30 年 10 月から導入。教育委員会（県立学校）では、パソコンを活用した自己申告による出退勤時間と業務内容の把握を平成 29 年から実施中

イ 任命権者、管理監督者、職員の意識改革

- ・ 各任命権者において、管理監督者のマネジメント能力の向上を図るとともに、管理監督者自らが①業務の優先順位等を踏まえ、不要不急の時間外勤務を命じないこと、②深夜の時間外勤務はやむを得ない場合に限るとともに、週休日等に勤務した場合は振替制度を積極的に活用すること、③業務改善や業務分担の見直し等による業務の平準化などに努めることが重要
- ・ 職員一人ひとりも、ワーク・ライフ・バランスのとれた勤務スタイルを実現すべきとの意識を強く持ちつつ、計画的・効率的な事務処理を進めていくことが重要

ウ 業務改革等の徹底

- ・ 長時間勤務の改善は、組織運営の問題であり、組織全体として業務量の削減など業務改革に積極的に取り組む必要。その際には、A I や I C T を活用した業務実施方法等の検討も必要
- ・ 学校現場においては、文部科学省から、平成30年 2 月に業務改善及び勤務時間管理等についての通知が行われるとともに、教職員が担う業務のあり方や勤務のあり方などについて引き続き、検討中。教育委員会では、平成30年度策定した部活動の在り方に関する方針に基づき、休養日等の設定や部活動指導員等の活用により部活動の負担軽減を図るとともに、国の動向等を注視しながら、各学校の実態に応じた業務見直しを進め、教職員の子どもと向き合う時間を確保するとともに、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組むことが必要

② 仕事と家庭の両立支援の推進

- ・ 特定事業主行動計画に基づき、家族看護休暇や育児休業制度等の充実、男性職員の育児参画休暇の拡充、介護休暇の分割取得等の導入、育児や介護を行う必要

がある職員を対象とした早出遅出勤務の導入やテレワークの試行実施など、多様な働き方の支援に積極的に取り組んでいる。

- ・ 引き続き、各種制度の積極的な活用、特に男性職員の育児休業や介護休暇の取得促進等を図り、職員が安心して働き続けることができるよう、仕事と家庭の両立支援を推進していくことが重要

③ 柔軟で多様な働き方の実現に向けて

- ・ ワーク・ライフ・バランス推進の観点から、朝型勤務制度やテレワークを実施。引き続き、それらの取組み状況や、各省庁のフレックスタイム制の実施状況、他の都道府県の動向などを踏まえながら、多様な働き方の仕組みづくりについて検討を行う必要。特に、テレワークについては、育児・介護等を行う職員がその能力等を最大限発揮できるよう、より利用しやすい環境の整備が必要

(4) 心身の健康づくりの充実等

- ・ ストレスチェック制度は、職員のメンタルヘルス不調を未然防止するための有効な手段として最大限機能するよう、研修会の開催など制度運用の充実を図りながら、積極的に取り組んでいく必要
- ・ セクシュアル・ハラスメント対策、パワー・ハラスメント対策、マタニティ・ハラスメント対策については、職員一人ひとりの意識啓発を図るなど防止対策を積極的に推進するとともに、相談体制の充実など、職員にとって相談しやすい環境づくりに取り組む必要

(5) 定年の引上げ

- ・ 人事院では、平成30年8月に「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を行った。その主な内容は、①一定の準備期間を確保しつつ定年を段階的に65歳に引き上げ、②役職定年制や短時間勤務制を導入、③60歳を超える職員の年間給与は60歳前の7割水準に設定すること等である。
- ・ 高齢層職員の培ってきた能力及び経験を活用していくことは不可欠であり、本県においても国や他の都道府県の動向を注視しながら職員の定年の引上げについて検討を進めていく必要

13 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成 30 年度においては、前年度から繰り越した事案及び新たな措置要求事案はありませんでした。

H30.3.31 現在 未処理件数	H30.4.1～ H31.3.31 の 措置要求件数	H30.4.1～ H31.3.31 の処理件数	左の内訳		H31.3.31 現在 未処理件数
			H30.3.31 現在未処理 件数にかかる 処理件数	H30.4.1 ～H31.3.31 の措置要求に 係る処理件数	
0	0	0	0	0	0

14 不利益処分に関する審査請求の状況

平成 30 年度において、審査請求事案はありません。